

# 那須塩原市障害者就労支援コーディネーター業務委託仕様書

## 1 目的

地域共生社会の実現に向け、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、障害者就労支援コーディネーターを配置することにより、障害者の雇用において、障害者及び障害特性への理解促進を図るとともに、採用時のミスマッチや採用後の環境調整不足がもたらす低い定着率という課題を解決し、就労機会の拡大と安心して働き続けられる環境の整備を通じて、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

## 2 業務名

那須塩原市障害者就労支援コーディネーター業務

## 3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

## 4 履行場所

那須塩原市内ほか

## 5 支払条件

受託者の請求に基づき、四半期ごとに委託料年額の4分の1をそれぞれ支払うものとする。（部分払、精算払）

## 6 担当課

那須塩原市 保健福祉部 社会福祉課

## 7 業務内容

受託者は、就労支援コーディネーターとして、次の業務により障害者の一般就労促進を図る。

### （1）企業向け相談支援業務について

- ア 障害者雇用、雇用制度、就労・雇用支援施策等に関する相談に広く対応し、雇用を支援する。専用の相談窓口を設置し、企業へ積極的な周知を図るとともに、相談対応を実施する。
- イ 就労支援事業所、就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校、医療機関等の関連する支援機関（以下、支援機関という。）との連携も視野に入れ、企業側のニーズに応じた支援を検討・実施する。

### （2）障害者雇用促進業務について

- ア 市内の企業に対する働きかけと支援を通じて、障害者の雇用の可能性を広げる。企業への障害者雇用促進に関する個別ヒヤリングを行い、現行の取り組み状況と課題を整理・分析する。
- イ 企業の状況に応じた働きかけや、雇用に関する助言・提案等、地域の支援機関の活用提案・連携調整を含め多様な支援を検討・実施する。

### （3）障害者の就労情報の一元化について

- ア 市内の障害者雇用を行う企業に関する詳細な情報（雇用条件、作業内容、

必要な配慮、現在の雇用人数等)を体系的に収集・整理し、データベース化する。

イ 収集した情報を活用し、支援機関と連携して、個々の求職者の希望や適性に合わせた就労先を効率的に見つけ出し、一般就労に向けた支援を促進するための情報共有の仕組みを構築する。

ウ 企業と求職者のミスマッチを解消するため、雇用に関する具体的な情報をリストとして支援機関に提供し、適切なマッチングを促進する。

エ 収集・整理したデータを四半期ごとに市へ提出する。

#### (4) 普及啓発活動について

ア 企業・支援機関や地域社会における障害者雇用の理解促進を図るための、普及啓発活動のほか、関連する協議体や会議への参加・活動協力等を行う。

イ 一般就労・障害者雇用に関する意識啓発を目的とした、セミナーやワークショップ等の開催を含め、様々な機会での情報発信や、多様なアプローチを検討・実施する。

### 8 成果品

#### (1) 業務委託四半期報告書（任意様式）

四半期毎に、業務の活動内容と進捗状況について報告書を作成し、提出すること。

#### (2) 業務委託年度報告書（任意様式）

年度毎に、業務の活動内容と進捗状況について報告書を作成し、提出すること。

#### (3) 業務委託実績報告書（任意様式）

業務完了後、速やかに業務実績報告書を作成し、提出すること。

※報告書は、事業の活動実績、成果、アンケート等の分析結果を漏れなくまとめた上で、その形式として、対応件数や企業数などの具体的な実績数を明確に記載するとともに、グラフや写真等を活用して視覚的に分かりやすく構成し紙媒体及び電子データを記録した電子媒体の両方を提出すること。

### 9 成果品の納入場所

成果品の納入場所は、次のとおりとする。

那須塩原市 保健福祉部 社会福祉課 障害福祉係

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

### 10 その他の特記事項

#### (1) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部を外部委託する時は、業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市が承諾した場合は、この限りでない。

#### (2) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報について、公

にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(4) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については市に帰属するものとし、市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負わなければならぬ。

(5) 疑義の解決

本委託業務仕様書に記載の事項に疑義が生じた場合、受託者は市と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障が生じないよう努めること。また、委託業務の進捗状況について、市に定期的に報告すること。

(6) 事故発生時の対応

事故発生時における報告事務が発生した場合は、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講じるとともに、その旨を委託者に報告しなければならない。

(7) その他

本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、決定するものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うための個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する法令及び那須塩原市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。また、受託者は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令を遵守すること。

### (秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (管理責任者等の選任)

第3条 受託者は、設計図書に定める場合には、個人情報の取扱いに関する管理責任者等を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

2 受託者は、前項の管理責任者等を変更する場合には、あらかじめ委託者に報告しなければならない。

### (目的外利用の禁止等)

第4条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、業務に係る個人情報を当該業務を処理する目的以外に利用してはならない。

### (収集の制限)

第5条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (再委託の禁止等)

第6条 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、業務に係る個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対し全ての責任を負うとともに、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再受託者とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。

3 前2項の規定は、再受託者が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

### (複写、複製の禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (個人情報の安全管理措置)

第8条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のその他の個人情報の安全な管理のため必要な措置を講じなければならない。

### (事故発生時における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときには、直ちに委託者に報告し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報等の返還、破棄又は消去)

第10条 受託者は、業務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集

し、複製し、若しくは作成した個人情報又は個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還、破棄又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項に規定にかかわらず、受託者は、当該個人情報等を委託者の指示に基づき破棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断そのほか当該個人情報を判読不可能するために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び損害賠償の請求をすることができる。

1 業務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき事由による漏えいがあったとき。

2 前号に掲げる場合のほか、この個人情報取扱特記事項に違反し、業務の目的を達成することができないと認められるとき。

(点検の実施)

第12条 受託者は、委託者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに委託者に報告しなければならない。

(監査・検査への協力等)

第13条 委託者は、受託者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じていていることを確認するため、受託者及び再受託者に報告を求めることができる。

2 委託者は、受託者及び再受託者に対し、個人情報の取扱い状況を監査・検査することができる。